

公 示 送 達

下記のとおり送達すべき書類について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び八尾市国民健康保険条例（昭和40年八尾市条例第8号）第25条の規定により公示送達する。当該書類は、本市健康福祉部健康保険課において保管しているので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和8年9月16日

八尾市長 山 本 桂 右

送達すべき書類

八尾市国民健康保険条例第17条に基づく書類

記

送達を受けるべき者 (氏名又は名称)	備考
川村 真菜	
渡邊 耕一	
草野 達也	
照屋 元気	
重留 良太	

沖島 正人	
子安 健司	
中山 繁輝	
松岡 信行	
高橋 浩二	
信貴 栄治	
宮本 季亜	
野澤 直樹	
米田 健	
辻 勇樹	
高田 美羽	
尾崎 和久	
廣田 大介	
深沢 芳	

金子 大作	
-------	--